

平成 3 0 年

新城市教育委員会

1 0 月定例会会議録

新城市教育委員会

平成30年10月新城市教育委員会定例会会議録

1 日 時 11月1日(木) 午後2時30分から午後5時10分まで

2 場 所 本庁舎4階 会議室4-3

3 出席委員

和田守功教育長 原田純一教育長職務代理者 川口保子委員 花田香織委員
安形茂樹委員 夏目みゆき委員 村松 弥委員

4 説明のため出席した職員

林教育部長
杉浦教育総務課長
安藤学校教育課長
櫻本生涯共育課長
熊谷生涯共育課参事
加藤生涯共育課参事
村田生涯共育課参事

5 書 記

佐藤教育総務課庶務係長

6 議事日程

開 会

日程第1 9月会議録の承認

日程第2 10月の新城教育

- (1) 教育長報告
- (2) 10月の行事・出来事

日程第3 協議事項

- (1) 給食アレルギー対応について(学校教育課)
- (2) 給食調理施設について(教育総務課)

日程第4 報告事項

- (1) 学校環境の整備について(教育総務課)
- (2) 第43回新城マラソン大会開催について(生涯共育課)

日程第5 その他

次回定例会議（案） 11月22日（木）午後2時30分
（本庁舎4階 会議室4-3）

閉会

○職務代理者

皆さん、こんにちは。

定例教育委員会会議を開催いたします。

日程第1 9月会議録の承認

○職務代理者

初めに、日程第1の9月会議録の承認をお願いします。

日程第2 10月の新城教育

○職務代理者

それでは、日程第2、10月の新城教育。

初めに、教育長報告をお願いします。

○教育長

お願いいたします。

1点目、市内の4小中学校で、市教委から委嘱いたしました研究について発表会が10月25日に行われました。作手小学校、作手中学校、舟着小学校、鳳来寺小学校の4校です。地域内外から非常に大勢の参加者が集いまして、有意義な研究ができたのではないかと思います。

この研究会は豊川市と交流しておりまして、豊川市の教員がこちらに来る、新城市の教員が向こうへ行くという形で、本日は、豊川市で発表会が行われていまして、新城市から約半数の先生方が向こうへ出かけております。それぞれの地域によって授業等への取り組み方や考え方に違いもございますので、お互いに刺激し合うことで高め合うことができます。

2点目、市内の中学校駅伝大会が10月13日に行われました。男子は、1位が鳳来中学校、2位が千郷中学校、3位が東郷中学校。女子は、1位が新城中学校、2位が鳳来中学校、3位が千郷中学校でした。

そして、10月27日に東三の駅伝大会が行われまして、この東三の駅伝大会で10位以内に入りますと県大会出場の資格が得られるということで、男子では千郷中学校、女子では新城中学校が10位以内に入りました。11月17日に県大会が行われるわけですが、地元ということで、鳳来中学校と千郷中学校もオープン参加ということで、県大会には新城から4チームが参加いたします。その次に、12月1日の市町村対抗駅伝、これは万博公園で行われます。また、子どもたちの心肺能力を高めるということで、今年から小学校も駅伝大会を行うことになり、第1回の駅伝大会が12月15日に開催されます。

3点目です。台風24号の関係です。9月30日から10月1日にわたりまして台風24号に襲われました。市内でも倒木や停電、土砂崩れなど多くの被害がございました。学校関係でもそのような被害があったわけですが、特に今後の課題として捉えられますのは、情報伝達をいかに確保するかということ、それから給食の実施への備えで、特に停電の関係です。これが大きな課題になるのではないかと思います。停電のせいで防災無線が使えなくなった。携帯電話の基地局が動かなくなって、携帯電話が通じなくなった。また、断水するところもあったことで、各学校、それぞれ大変な苦勞をして学校の運営を維持してきたという状況でございます。

伝達手段がない中でどうするかという今後の課題ですけれども、これは昔に戻って旗を掲げるとか、そういったことしかできない。のろしを上げるわけにもいかないのです、そういった方法くらいしかないかなということ昨日の校長会でも皆さんに問題提起したところです。

4点目ですけれども、ニューキャッスルアライアンス会議が10月3日から9日まで行われました。小中学生の活躍が大会の盛り上げに大いに貢献したのではないかと思います。新城小学校の手づくりの手旗での歓迎の出迎え、あるいは鳳来寺小学校、舟着小学校の合唱や踊り、あるいは鳳来東小学校のアルプホルンの演奏、あるいは全小学校と15都市との子ども同士の、子どもとニューキャッスル市民との交流といったこと、それぞれ訪れた方々の感動を呼び起こしたと思いますし、子どもたちにとっても千載一遇のすばらしいチャンスと体験を得たことで、これが次の何かに活かされてくるといいなと思いますし、また中学校と世界のニューキャッスル市との交流について、これから糸口を見つけて広げていくことができたかと思っております。早速、そういった動きを始めている中学校もございます。

5点目は、教育委員と教職員との意見交換会を10月30日に行いました。テーマは働き方改革ということで、多忙化等の中で勤務改善をいかに図るかということで、なかなか厳しい状況に置かれています。昨日も校長会で問題提起したのですが、根本的な発想の転換をしないと、新学習指導要領で求めるような、主体的・対話的で深い学びといった授業は実現できないのではないかとということで、今の日本の、ずっと明治以来続いてきた学級担任制度のあり方といったものにもメスを入れる必要があるのではないかと考えております。

6点目、10月こども園訪問、学校訪問と、小中学校では東陽小学校、中学校では新城中学校、千郷中学校、東郷中学校、こども園では山吉田こども園を訪問しました。それぞれ授業等、堅実にしっかり行っていたと思えますけれども、先ほどの授業課題等については、今後さらに検討を要すると捉えております。

それから、生涯共育ですと、9月29日に市政功労者表彰と教育委員会表彰を行いました。

それから、9月28日にまちなか博物館、ずっと続いてきたのですけれども、このうち2館が、高齢のため閉館しました。八名井の明神窯と、同じく八名井の伸昌であります。

それから、9点目。10月16日から11月1日、本日にかけまして、市内10地区で地域意見交換会を行ってきました。この中で教育委員会関係の意見等もございましたが、この件につきましては、この後で教育部長から報告してもらいます。

以上です。

○職務代理者

何か御質問はありますか。

○委員

2点、お願いします。

駅伝大会が行われて、千郷中学校と新城中学校が県大会ということでしたね。

○教育長

はい。

○委員

中学校の部活関係で、本年度から大会が削減されたり、朝練がなくなったりということで、どのよ

うな影響があったのかということが1点です。一昨日の教職員の話し合いでは、おおむね好評だということなのですが、ある中学校の方から、朝練がなくなったことで駅伝大会のタイムが非常に落ちたという話を聞いたものですから、そういった体力面での影響が出ているのか、もし実態がわかればということです。もう1点、ニューキャッスルアライアンスは、感動的で非常に好評でした。私は歓迎会と最後の送別セレモニーを拝見し、新城の底力を感じ、新城を誇りに思った次第ですが、教育委員会としてはどのように評価されているのでしょうか。先ほどのお話にもありましたが、評価としても少し伺えたらと、その2点です。

○教育長

駅伝のタイムについてなのですが、東三大会の結果を見て、男子が千郷中学校9位、それから鳳来中学校が11位、女子が、新城中学校が10位で千郷中学校が20位ということで、去年は4チーム出ただけなのですが、今年は2チームということです。駅伝は特に、選手の中でスーパーランナーがいるとぐっと縮むわけですが、全体的な力としてはそれほど落ちていないというように捉えております。1チームも県大会へ出られないというような年もあるので、そういった中で2チームが残ったということは、それなりに健闘したのではないかと。東三河全体で見ると、やはり豊川が、伝統があり、層が厚いなど。男子で4チーム、女子で3チームが残っています。新城は、これから力をつけていくことになるのではないかと思います。

それから、アライアンスについては、そのほかにも中学生が自主参加で結構やっていました。案内なども自分から積極的にいって、市民を座席へ案内したり、いろいろな交流会の中でも積極的に話をしたりというボランティア活動で、担当の係からも中学生は大変よくやってくれているといった感想もいただいております。

先ほど申し上げましたように、小学生全員というわけではなくて、高学年中心にやったわけですが、その高学年にとっては、はなのき広場での交流会を見ましても、本当に物おじすることがないですね。どんどん外国人の中へ入って行って、サインをもらったり、手ぶり、身ぶりで交流していました。本物の外国人と言ったらおかしいけれども、現実に普段接することがない本物の多数の外国人と接することができたことは、大きな経験になっているのではないかと思います。

ある中学校では、次の交流に向けて、すでに、具体的に動いているという情報も入っております。20年に一度の体験になるかもしれないけれども、この思い出というのはしっかり残っていくことでしょう。特に舟着小学校や鳳来寺小学校、あるいは鳳来東小学校のステージ演奏は、ニューキャッスル市民の心を揺さぶりました。スタンディングオベーションでの拍手がございました。鳳来東小学校のファルセットの合唱、全校生徒が21人なのだけでも、よくああいう歌い方ができたと思いますし、アルプホルンの演奏についても、日本に来てスイスの方々が弾けたことも、向こうの方にとっても、いい思い出になったと思いますし、アルプホルンも3人の演奏だったのですが、よくぞあれだけの音色になったなという感じがします。一生懸命取り組んでいただけたことは、次の一つのエネルギーになったと思いますし、この中から、さらにグローバルな発想で英語学習のモチベーションが高まって、さらに世界へという気持ちを持ってくれる子どもがいればありがたいなと思いますし、中学生の質問、数人からは、有教館高校の分理系国際学科はどうか、学科の内容によっては、ぜひ行きたいと言った子が2人くらいいました。

以上です。

学校教育課長、何か補足はありますか。

○学校教育課長

担当から聞いていることですが、朝練と駅伝の因果関係というのは、実際これまで朝練のときに駅伝の練習をやるというのはほとんどなかったもので、それの中では関係がないだろうという意見がありました。

○委員

ありがとうございます。

○学校教育課長

考えられるのは、夏、暑くて、なかなか練習時間がとれなかったという、気候の問題だとか、全体の人数等も減っているのも、以前は部活と並行してやれていた練習が、部活終了から練習時間が少ししかとれなくなったというところはあるのかもしれないなというところであります。

○教育長

駅伝でいうと3,000メートルのところを走る2人が、しっかりした速いタイムをとる選手であれば、あとは標準タイムでも上位に食い込むことができるわけで、そういう選手がいるかないか、つくることのできるかできないかといったところが勝負の分かれ道になってきます。

○委員

よろしいですか。

豊橋や豊川は陸上部があるのですよね。陸上部で年間を通して走るということに特化してやっている選手が駅伝などに出てきている。それに対して新城は、陸上部はないのですよね。

○教育長

特設陸上部。

○委員

特設陸上部で、その子たちでよくこれだけやるなど。私はどちらかというところ、豊川市で育ってきたので、そのように思っていました。ことしになって、陸上の駅伝部に関して、去年までは先生がピックアップして選抜で特設陸上部をつくってやっていた。ことしは希望制にしましたと言われる学校があったと思います。

そういうこともあって、はいかいいえしかなかった回答ではなく、自分がやりたいですという子だけになった。すごくポテンシャルはあるのだけれども、陸上部まではなという子たちが抜けたというのは、もしかしたら少し今回の結果には影響があったかもしれないなという気がします。

○職務代理者

あとは、どうでしょう。

○教育部長

先ほど教育長から意見交換会での教育委員会関係の概略、簡単ではございますが御報告させていただきたいと思っております。

鳳来北西部におきましては、連谷地区の方ですけれども、連谷小学校の廃校施設について、どのように考えているかというような御質問がございました。これは市長が答弁しておりますが、地元要望の提案を最優先し、要望がない場合は、利用するのか、貸し出すのか、解体するのかなどを考えていく必要があると回答をしております。

あと、教育委員会関係ですと、東郷地区では、直接教育委員会というわけではないかも知れませんが、新城東高校の利用についてというような御質問がありました。まだ県から何も方針を聞いていないので、未定であると回答をしております。

鳳来南部でございます。今、黄柳川小学校の校舎の前に駐車場があるのですが、自治区予算をその土地の使用料、借料に充てているということで、市で持っていただければ、その分、自治区予算が浮いてくるのでほかのものに使えることになるということで、市の予算で対応できないかというような御質問がございました。まずは、自治区予算で対応していただいていることに対してのお礼と、今後の対応についてはお時間をいただきたいと回答をしております。

作手では、支所と交流館との横断歩道の設置ということで、これは地区からも要望が上がっているわけですが、その後についての進ちょく状況について質問がありました。これは私から回答を申し上げまして、作手小学校建設時に一度、横断歩道設置については、公安委員会と協議というか、話し合いをした経緯がございます。そのときには、まだ設置は難しいですよという御回答をいただきました。今後の対応につきましては、状況を見て、公安委員会と協議していきたいということで、もう少し時間をいただきたいと回答をしております。

作手の中でもう1点、英語教育について、こども園、小学校に対して英語教育を自治区予算でしており、それについて市の予算で対応できるかどうか、市のお考えはということでございました。市長、教育長から御回答させていただいて、地域の活性化等で地域の魅力をアップさせるために地域の特色を出そうという取り組みで行っていること、またいい方向にいつているということと、市全体を見ると、公平性からみると、作手でやっておられる英語教育を市の予算で見るとは難しいと回答をしております。

あと、鳳来東部では、今年度からJR沿線の子どもたちのスクールバスの運行、送迎をしているわけですが、危ないところがあるのではないかとというような御意見がございました。それにつきましては、学校でも安全等を確認して、その乗降場所については選定しています。もし危険を及ぼすようなところがあれば言っていただいて、関係部署等に要望していきたいとお答えしております。

あと、教育委員会の施設を管理しています鳳来中央集会所のホールが暑いということで、空調、エアコンをつけてくれないかというような御意見がございました。こちらについては、基本的には難しいですと市長から回答をしております。

昨日行われた千郷地区では、先ほどの鳳来南部で出た黄柳川小学校の自治区予算の関係、作手の英語教育の自治区予算の関係と同じような内容ですが、自治区予算で対応をしている事業について、教育予算で対応できないかというような御質問でございましたけれども、個々の学校で特色ある、吹奏楽、マーチングバンドなどについては、個別に対応するのは予算上厳しいと回答をしております。

小中学校のエアコン設置についてはどのように考えているかと御質問がございました。これについては、市長から、こども園については年少の部屋にはついている、設置済みだと。学校には今はないということですが、この12月補正で、国の制度を活用してできるだけ早く整備していきたい。一遍に整備は難しいということで、春くらいからそういったことに取り組んで、早いところでは来年の夏、遅くとも再来年の夏までには設置していきたい。そして、給食室の空調設備についても、労働環境、衛生環境の改善のため設置していきたいということで、この12月補正で計上していきたいと回答をしております。

地域意見交換会で出た教育委員会関係については、以上です。

また、この意見交換会で出た意見等につきましては、きょうで10地区で終わりですが、最終的に取りまとめましてホームページ等で掲載することになっておりますので、また、その際には見ていただければと思います。

以上です。

○職務代理者

それでは、先ほどの10月の行事、出来事に入ります。

教育総務課。

○教育総務課長

それでは、資料の1ページ目をごらんいただきたいと思います。

10月の行事につきましては、資料に掲載をさせていただきましたけれども、11日と12日に学校定例監査を行いました。22日月曜日には、山吉田こども園の視察、また29日、30日には、教育部の定例監査が行われております。

来月、11月につきましては、15日木曜日に鳳来こども園の視察を予定しております。22日木曜日は定例教育委員会会議、29日が総合教育会議という予定になっております。

29日の総合教育会議ですが、前回と同じ部屋です。この建物の3階、政策会議室で1時半から予定をしております。

安形委員におかれましては、その日に市長室にて、1時15分から辞令交付を予定しておりますので、少し早めにお越しいただき辞令交付を済ませて総合教育会議という予定です。よろしく願いいたします。

以上です。

○職務代理者

学校教育課、お願いします。

○学校教育課長

お願いいたします。

最初に訂正事項があります。2日火曜日、千郷中学校訪問とありますが、3日水曜日の間違いでした。大変申しわけありません。3日水曜日、千郷中学校の訪問を初め、10月は新城中学校、東陽小学校、東郷中学校、四つの学校訪問がありました。

4日から9日にかけて、ニューアライアンス会議に小学生、中学生が参加をしています。

25日には、新城市研究委嘱校の研究発表会が4校にて行われました。また、30日には、教育委員と教職員との情報交換会がありました。昨日、31日に、校長会議がありました。

土日につきましては、6日に英語スピーチコンテスト、8日には市民体育大会陸上競技がありまして、小中学生が出ております。13日には、中学校駅伝大会がありました。

来月ですが、3日と10日に文化祭、学習発表会。17日も文化祭、それから小学校の学習発表会。24日も学習発表会が予定されています。

以上です。

○職務代理者

生涯共育課、お願いします。

○生涯共育課（共育・文化・文化財）

それでは、まず生涯共育課の共育系の行事を申し上げます。

左側の平日の欄ですが、10日に2回目の社会教育審議会を本庁の会議室において開催しまして、今年度前半の事業について報告をしました。16日には、第2回の家庭・地域教育推進協議会を開催しております。19日に、東三河生涯学習連携講座を桜淵において開催しました。東三河各市町村から46名の参加がございました。

土日・祭日の欄にいきまして、13日に1回目の成人式の打ち合わせを開催し、今年度の式典の内容等を協議しました。

11月の主な行事になりますが、22日に、東三河社会教育・公民館連合会合同研修会が豊川市で開催されます。また、18日には、市子連主催のチャンレンジまつり、市P連の「作って遊ぼう」が青年の家において同時開催されます。

続きまして、文化系の行事を報告します。

10日に、こころの劇場が穂の国とよはし芸術劇場P L A Tで開催されまして、劇団四季の「魔法をすてたマジョリン」を、抽選によりまして招待されました八名小学校の6年生34名が鑑賞いたしました。

来月の主な行事は、11日に第44回新城音楽祭を文化会館で開催、18日に第31回新城歌舞伎を開催する予定です。同じく18日に、つくでの森の音楽祭をリフレッシュセンターで開催する予定です。

続きまして、資料館・保存館になりますが、資料館では、11月25日まで新城城展を開催しております。5日は、市内古民家調査を海老地区と門谷地区において2件実施いたしました。これは、県が県内の近代和風建築の古民家を調査しているもので、市内では9件を調査予定です。

それから、26日になりますが、長篠城址史跡保存館運営審議会を開催しました。平成29年度の報告と今年度の状況、及び平成31年度の事業計画について協議いたしました。

右側の欄へいきまして、訂正ですが、6日から12月28日となっておりますが、12月24日の誤りです。訂正をお願いします。

10月6日から愛知県史跡整備市町村協議会主催で、あいちの史跡めぐラリーが行われています。本日配付しております、こちらのスタンプラリーシートになるのですがけれども、新城市についてはページを開いていただいた右下の28番というところに、設楽原決戦場跡が掲載されております。期間中を通じては、資料館でスタンプを押印しております、それとは別に11月11日のみ、馬防柵において現地説明を行いますので、そこでイベントスタンプを押印するというものです。スタンプを幾つか集めると賞品がもらえるという内容になっております。

続きまして、27日は、保存館の歴史講座3回目を開催しまして、122名の受講者の方が参加いただきました。同じく27日に、資料館においては新城城展のミニ講座を開催いたしております。

11月の予定では、9日に第2回目の長篠城保存活用計画策定委員会を開催いたします。

土日祭日のほうで、17日は、歴史講座の4回目を予定しております。それから、24日は、名古屋城で開催されます城郭サミットに長篠城を出展する予定です。これは、名古屋城秋まつりのイベントとして開催されるもので、県内の城跡がある自治体5、6か所が出展してPRを行う予定になっております。

以上です。

○生涯共育課参事（スポーツ）

続きまして、スポーツ係から報告させていただきます。

10月の平日の関係ですが、23日の火曜日に愛知駅伝の説明会がありましたので、担当者が出席をしています。

土日祭日、夜もですが、10日水曜日の新城市社会教育審議会については、平日の予定と重複しておりますので、取り消しをしていただきたいと思います。23日の火曜日には、愛知駅伝説明会ということで、担当者が出席をしております。13日土曜日は、こどもすぽ一つくらぶを鬼久保ふれあい広場で実施しています。16日火曜日には、愛知駅伝、市の代表選手、監督、役員、選手の選考を兼ねて打ち合わせが行われました。17日水曜日には、全国大会優勝報告ということで、福井県で行われました国体で、弓道の部で優勝された新城市内の大久保さんという方の優勝報告を市長室にて行わせていただきました。

来月の主な行事として、平日2日、あすですが、愛知スポレク東三河の第2回実行委員会がありますので、担当者が出席をいたします。

15日木曜日、16日金曜日、第59回全国スポーツ推進委員研究協議会が鹿児島県で行われます。新城市としましては、委員長、副委員長の3名が出席を予定しております。28日には、体育施設研究協議会に私たちが出席をいたします。

土日祭日の関係ですが、2日の金曜日の予定を訂正していただいて、1日、きょうですが、第51回市民歩こう会の実行委員会を実施いたします。8日木曜日には、スポーツ推進委員の総務委員会を開催いたします。10日土曜日には、こどもすぽ一つくらぶを鬼久保ふれあい広場で開催を予定しています。11日日曜日には、愛知駅伝の現地下見、試走を午前中に愛・地球博記念公園で行いまして、午後に戻ってきまして、その後、会議室で選手の壮行会を3時から予定しております。

スポーツ係からは、以上です。

○生涯共育課参事（図書館）

続きまして、図書館です。3ページをごらんください。

10月3日に、豊根小学校の児童6名が図書館見学に見えましたので対応いたしました。

10月12日から11月いっぱい予定で、「生誕100年いわさきちひろの世界」ということで、入口エントランスで企画展示を実施しております。

10月27日から11月9日までは、秋の読書週間の特別貸し出しを実施しております。

以上です。

○生涯共育課参事（博物館）

では、続きまして、鳳来寺山自然科学博物館の報告をいたします。

まず平日です。3日には、豊根小学校の観察ガイドを行っております。そして、5日から8日にかけて、日本ジオパークネットワークの全国大会が北海道のアポイ・ジオパークでありまして、そちらに参加をしております。10日には、新城小学校、そして東海自然学園のガイドを行っております。10日から20日にかけて、愛知教育大学の学生の学芸員実習の受け入れを行っております。15日には、黄柳野高校のグレートアースの取り組みの一つとして、きのご観察会を現地で行っています。19日には、東海3県博物館協会研究交流会の事例発表が高山でありまして、鳳来寺山自然科学博物館の活動状況について、事例報告を愛知県として行ってまいりました。同じく19日ですが、東三河連携講座の

講師、鳳来寺小学校の出前講座等を行っております。24日から25日にかけて、黄柳野高校生のインターンシップの受け入れを行っております。31日には、3階の分類展示室、貝類展示についての更新を行いました。

土日祭日につきましてです。14日には、野外学習会として、作手高原のキノコの観察会を行いました。20日には、碧南水族館の一行がこちらに見えまして、キノコの観察会を行っています。21日には、特別展「きのこ展」を終了しました。27日ですが、ジオガイドの認定講座を設楽町方面で実施しました。

続いて、来月です。平日ですが、2日にちさと文化講座で出前で講座を行ってまいります。そして、15日から16日にかけて、日本ジオパークネットワークの全国研修会が福井勝山ジオパークでありまして、そちらに出かけてまいります。23日から25日にかけては、ミュージアムフェスティバルを鳳来寺山もみじまつりに合わせまして博物館で開催いたします。

土日祭日ですが、3日の土曜日から、特別展としまして「東三河のジオサイト」を3月31日までの期間で開催します。4日には、野外学習会で「秋の設楽原～里地・里山の植物」の観察会を行います。10日には、ジオツアーとして「渥美半島先端の地形と地質をたずねて」を開催します。11日には、ジオガイドの認定講座。これは豊根村で行いまして、前回、雨で延期になったものの開催になります。そして、17日と24日に、鳳来寺山のもみじまつりで行われます千の灯火に合わせたナイトミュージアムを行いまして、夜の8時まで開館を実施します。

以上です。

○職務代理者

ありがとうございました。

では、御質問等があったらお願いします。

どうぞ。

○委員

生涯共育課、少し聞き漏らしたかもしれませんが、5日に行われた市内古民家調査2件ということで、あと9件調査予定だそうですが、これはどういう目的でやられているのでしょうか。

○生涯共育課（共育・文化・文化財）

これは愛知県の事業になるのですけれども、近代和風建築、明治から昭和初期にかけての時代になるのですが、その古民家がこういった状況になっているか、現状を調査するという内容になっています。県で既にリストがつくってありまして、市内では、そこに9件が掲載されております。

○委員

文化財指定とか、そういう方向になる。

○生涯共育課（共育・文化・文化財）

まだ、そこまでは。

○委員

その調査ということですね。

○生涯共育課（共育・文化・文化財）

ではないです。

○委員

ではないですか。

○生涯共育課（共育・文化・文化財）

はい。

○委員

わかりました。ありがとうございます。

○職務代理者

あとは、よろしいですか。

どうぞ。

○委員

今の古民家のことに関連してなのですけれども、危険家屋のことについてお尋ねしたいと思いで、小学校の通学路に沿ってなのですが、危険家屋があるのですね。この間の台風でかわらなどが落ちまして、一応、赤い三角のコーンというのですか、あれがそのお家の前に立っているのです。もちろん空き家なのですけれども、そういう場合、子どもたちの通学はどのようになるのでしょうかということを、今、この古民家調査ということで思い出したのですが、いかがでしょうか。

○教育長

具体的に場所はどこですか。

○委員

新城小学校なのですけれども、東門を出まして、左に曲がりまして、2件目のお宅です。道路に沿ってあるのですけれども、この間の台風でかわらが大分落ちまして、もちろん空き家なものですから、どなたも修繕されませんし、いつかわらが落ちてくるかわからないような状況です。

○職務代理者

そこは通学路になっているのですか。

○委員

そうですね。市役所から幼稚園にかけての通りです。

○職務代理者

そうすると、帰るときは向こう側ですよ。

○委員

向こう側、そうです。

○職務代理者

来るときは、そこを入りますか。

○委員

通りません。

○職務代理者

来るときは通らないよね。

○委員

はい。

○職務代理者

だから、直接その真下を通るといことはいいですね。

○委員

そうですね。ですから、やはり通らないように気をつけてほしい。

○教育長

学校は承知していることですか。

○委員

わかりません。

○教育総務課長

通学路については、各小中学校で確認しておりまして、危険なところがあれば、可能な範囲でそこを避け、道路の反対側を通行するなどの方法で行っていると思います。

○委員

やはり、そういうことですかね。家をどうのこうのという話にはならないですよ。危険家屋だからという話ではないですよ。

○教育部長

そうですね。空き家ですよ。

○委員

空き家です。

○教育部長

都市計画になるかと思うのですが、最終的には強制執行の手続きができるというような法整備ができましたが、そこまでのものなのかどうかという判断は難しいかと思います。法整備はできていますので、本当に危険というものであれば、対応も可能だと思いますが、まだ市では事例はないです。情報があれば、また言ってください。

○委員

一応、お知らせだけしておきます。お願いします。

○教育長

過去にあったのは、東陽小学校が、大野駅をおりて、橋の手前の歩道で家屋が傾いてきているということで、保護壁をつくって通るようにしたという例があります。

○職務代理者

いいですか。

○委員

はい。

○職務代理者

よろしいですか。

日程第3 協議事項

○職務代理者

では、日程第3、協議事項に入ります。

給食アレルギー対応について、学校教育課、お願いします。

○学校教育課長

それでは、よろしく願いをいたします。

現在、新城市では自校給食を行っております。各校で除去品目を決めてきめ細かい対応をしております。しかし、年々アレルギー児童生徒は増加し、アレルゲンも多様化してきています。また、栄養教諭が在籍していない学校に食物アレルギーの重篤な児童生徒がいたり、調理員が減少したりといった問題があり、給食を担当する者は不安を抱えながら従事しています。

愛知県は、平成27年3月に文科省から出されている「学校給食における食物アレルギー対応指針」に基づき、対応する食品数を減らす、複雑・過剰な対応をしない、個別対応はしない、給食調理や作業の単純化を図り、必要最小限の除去をすることとしています。

新城市と同じように、三河で自校給食を実施している西尾市、高浜市においては、卵と乳のみを市の統一除去品目と定め、その品目以外は除去食を提供していません。

また、今年度8月に行われた養護教諭、栄養教諭合同の食物アレルギー対応研修会で、豊橋市民病院アレルギー科の先生からは、正しい原因アレルゲン診断に基づく必要最小限の食品除去が基本であるということを教えていただきました。

今まで新城市内小中学校では、一人一人に合わせたアレルギー対応をしてきましたが、一たび事故があったときの危険性を考え、今後新城市で統一した除去品目を卵、乳として、除去食は提供するけれども、そのほかは提供しない。来年度4月から、この統一した除去品目で給食を提供していきたいと考えていますので、御理解いただきますよう、よろしく願いをいたします。

以上であります。

○職務代理者

質問があったら、お願いします。

どうぞ。

○委員

前回も聞いたと記憶していますが、協議会の中にPTAの方や協議会等の中での意見統一はされたのでしょうか。

○学校教育課長

PTAの方にもいろいろお伺いをして、こういうことだったら、仕方ないでしょうという言い方はいけませんけれども、従いますということはいただきました。

○職務代理者

どうぞ。

○委員

自校給食であるがために細かい対応ができるから、教職員の皆さん方の努力でこれまで可能な限り個別対応をしてきたのは新城市というのは、よくわかります。そういう意味での危険性のことも話を聞くとわかるのですけれども、自校給食であるからこそ、小さな学校であるからこそ、ある意味ではいい点と捉えることができるし、必要最小限の除去でいいと豊橋市の小児科の先生がおっしゃったということなのですが、逆に言うと、だったら食べさせてもいいやと判断するお子さん、御家族が見えたがために、食べる事故というのは起きる可能性が逆に高くなるということも言えると思います。ただ、予算的なものが一番だと思うのですけれども、給食調理員や栄養士の確保はできないという現実回避しようがないし、児童生徒も減っていくという現実も回避しようがないということであれば、仕

方がないのかなという気もします。

ただ、それにしても、1点、今、この意見の中に出てきている卵と乳、2品目ということなのですが、できれば小麦、これも人数は非常に少ないと思いますが、なぜ小麦とわざわざ言うかということ、主食であるからであって、主食の対応をしないとすると、ほぼ毎日、パンが半分ですので、弁当を主食まで持ってこないといけない御家庭が出るということを考えたときに、主食となり得る小麦に関しては、センター方式ですけれども、蒲郡や田原のように除去品目の中に入れて、せめて3項目。本当はもう少し入れたいのですけれども、譲って自分的には3項目ではいかがでしょうかと言いたいです。以上です。

○職務代理者

私から。今の委員と関連する部分もあるのでありますが、基本的にアレルギーを持った子どもは、例えばきょうのメニューを見て、これはアレルギー物質だと思ったときは、弁当を持ってくるとか、あるいは主菜を自分の家庭でつくって持ってこいと。簡単に言うと、そういうことですか。

○学校教育課長

そういうことになります。

○職務代理者

現在はそういうことをやっていなくて、各学校でできる限りのことをやるから、ほとんどはほかの子と一緒に給食を食べることができているわけですよ。それをやめたいと。

○学校教育課長

はい。そうした中で、もし事故が起こったら、事故が起こる可能性が大きいものですから、その不安をいつも抱えながらやっているという状況もあります。

○職務代理者

ほかのところの話なのですが、1回、そばアレルギーで亡くなってしまった子がいますよね。そういう重篤なアレルギーの場合と、つまりアナフィラキシーになるようなアレルギーの場合と、非常に軽度な場合があると思うのですが、その辺はどうなのですかね。その辺は、委員に聞いたほうがいいのかもわからないのですが、アレルギーとひとくくりにしてしまうと、みんなそういう形になってしまうのですが、やはりアレルギーがある人は、ほんのわずかでも食べてはいけない。基本は、そうなのですか。

○委員

基本はそうと言いたいのですが、アレルギーは医学的にも本当にわかっていない部分が多くて、アレルギーとしての数値が高いから強いアレルギー反応が出るかということ、全然そうではなく、特に果物アレルギーなどはそうなのですが、ある条件がもう一つ整わないとアレルギーとして症状を出さない。それをしない限りは大丈夫。それが、かぜを引いているとか、引いていないとか、寝不足しているとか、していないとか、スポーツをするとか、しないとか、そういう条件が重ならない限りは何ともない。

○職務代理者

なるほど。

○委員

だから、バナナアレルギーがあっても、バナナを食べても運動をしなくても大丈夫。そういうとこ

ろの判断を親御さんたち、学校側が正確にしてくれるといいけれども、そういうことなら制限なしにしておきましょうとやったときに、先生方も、もう給食を管理しなくてよくなったと油断していると、痛い目に遭う可能性が逆にふえる気がします。だから、その小児科の先生がおっしゃる必要最低限の除去がいいというのは、危険をはらんでいる気がとてもします。確かに、日々、これがだめ、あれがだめというものをやっている御苦労というのは非常によくわかります。調理員をふやせばいいと単純にいかない、予算の問題があるのもわかりますが、そういうことも多分にある。特にアレルギーはわからないし、今まで何ともなかった子たちが突然アナフィラキシーになって運ばれてくることも今まで多々経験があります。だから、難しいことだと思います。

○職務代理人

もう一遍、再確認ですけれども、そうすると、給食の献立を見て家庭では、きょうは、うちの子は危ないなというときには弁当を持たせる。簡単に言うと、そういうことですよね。保護者の方に責任を持ってもらいたい。そういうことです。

○学校教育課長

そういうことになります。現在も、どういったものが入っているかというリストは保護者にお渡しして、この日はこういうものが出ますけれども、これは大丈夫ですかという確認をとった上で調理をするのですが、それを今度つくっていただくのは、これしかできませんというようになってきます。

○委員

ちょっと。

○職務代理人

どうぞ。

○委員

献立を見て保護者が判断するというのですが、献立というのは、アレルギーを持っているお子さんの保護者に対しては、材料までしっかり見られるように事前に提供しているわけですよね。

○学校教育課長

材料で、こういうものを使っていますというところを事前にお渡ししておいて、今もやっているところです。

○委員

卵と乳以外のアレルギーを持っている子がどのくらいいるのかなというのも気になったのですが。

○職務代理人

ここに書いてある。最後のページ。

○委員

結構です。

○職務代理人

どうぞ。

○教育長

学校教育課長に。この文書は、校長会から教育長への要望という形で出ているのですが、ここまで来る事務上の手続、それから今後どのようにしていくかということについて、説明をお願いしたい。

○学校教育課長

これまでには、給食の栄養教諭、養護教諭、それからPTAの代表の方が集まった会を持ちまして、市の担当、指導主事等の説明の中で協議をして、理解をした上で、担当校長がいますので、その校長会議の上で全校長に納得していただいて、担当代表校長と校長会長がこの文書をつくり、今回お願いを、御理解いただきたいということで上げてきたものです。今後、これが通りましたら、今度は栄養教諭、養護教諭等の担当者と、それから担当校長、指導主事を入れて、このようにしていきますということを明示した上で、具体的にどのようにしていくのかという、文書と保護者への理解等も求めるやり方をつくり、来年の4月にはやっっていこうというように、今、考えております。

○教育長

そのアレルギー対応除去食の検討委員会の中で、最初は3品目という案を聞いていたのだけれども、小麦が除去されたという見解について、何か知ってみえる。

○学校教育課長

そこは、これが最初に卵と乳というように指針で出ていたので、卵と乳というところで検討されてきたと思います。

小麦については、料理の段階で小麦をその調理室で一緒にしたときに、目に見えないような粉が飛んで、どこかについただけでもアレルギーの子は発生する可能性があるということで、小麦の除去そのものが現在の調理室だと難しいということは聞いています。そういう経緯があったというように思います。

○教育長

もう一つ。献立表が昨年までは各学校でばらばらだったものが、今年から市内統一の献立表にしたわけだね。現状、その中でアレルギーの食品というのはわかりやすく表示する形になっているのかな。

○学校教育課長

献立そのものの中には、そういうことはやってはいませんけれども、献立の中の別に品目をきちんと挙げて、それを一覧表にしたものを統一して渡しているものですから、よりわかりやすくなったと思います。今までは各個ばらばらの献立だったのですけれども、統一献立にしたことで何が材料なのかということが簡単に明示できるようにしてきましたので、受ける側としては見やすくなったのではないかというように思います。

○教育長

お母さん方も忙しいので、素材の中にアレルギー食材が入っていることが一目瞭然にわかる工夫をする必要があると思う。そのあたりを、また献立委員会等に伝えて、食物素材の中でそういったものがあつたらゴシック体にするとか、一覧表が別途にあるといっても、見過ごすことがあると思う。その辺の工夫をお願いしたい。

○職務代理者

どうぞ。

○委員

先ほど小麦のアレルギーというのは、パンを食べるとかではなくて、調理室を分けないといけなくなってしまう。小麦アレルギーの子用のものを、その設備を今の状況ではつくるのが大変だということなので、教職員との懇談会はおとといでしたか、それがあつたときに、栄養教諭から説明を受け

ました。でも、このアレルギーの話だけではなくて、給食をどう提供するかというようなことに関してもかかわってくると思うのです。栄養教諭は、実はセンター方式ではなくて、自校方式が本当はいいけれども、妥協案として親子方式がいいのではないかというようなことを、オーソライズしたというところまで言わないのですが、周りの栄養教諭の5人の先生方の中では、大体そのような方向で考えていると。でも、校長先生方が、調理員の確保だったり、アレルギー対応に対する負担というか、責任の重さから、自分たちがそれだけやり切れるのかと。できることはどこまでなのかというような考え方から、センター方式でというようなことになっているのかなというように感じました。

今、この資料を見せていただいたところでも、センター方式は小麦も除去するというようなことでやっている。多分、これはそういう意味で、除去食専門の調理ブースがあるのだろうなというように思いながら読ませていただいたのですけれども、一つのことでは、センター方式にするのか、親子方式にするのかもそうですし、アレルギーをどこまで対応するのかというようなことも決められないことなんだろうなと思ひまして、やはり問題をきちんと整理して、表か何かにして、どういう解決の方法があるのかということ個別にきちんと考えなければいけないのではないかなという気がします。

今、私がこうやって話をしても、給食の除去食に関するオペレーションはどのようになっているのかということが実はよくわかりません。一遍、どうやってそれを分けているのかというようなことを見に行かなければいけないかなんていうことも最近感じているのですけれども、この文書だけ普通にぽんと出ていったら、除去食を用意しないから安全なんだというのは、一般の御家庭にはまず伝わらないと思います。除去するから安全なんじゃないの、除去しないから安全ってどういうことなんだろうという、その辺のことというのは、自分たちが責任を負えるところはどこまでというようにしてはっきりさせることで、あいまいなところとか、できないことをやって、それによる事故を防ぐというようなことなんだろうと文書を見ながら思うのですけれども、何かの結果を出すときには、やはりそういう説明をきちんと御家庭に、特にアレルギーを持っていらっしゃるのに関しては、話をしなければいけないかなというように思います。

給食の位置づけなのですけれども、給食を戦略にしているような地域もありますよね。新城は、みん育という形で体徳知の一部に入って、そこを進めていっていますけれども、格差の問題であったり、そういうところからして、学校の給食というのもどれだけ大切なのかというようなことで、ここをしっかりやっていくのだと。方針として打ち出しているところもあります。お金がかかってくることなので、方針として打ち出してそれを実現できるかどうかというところは、懐ぐあいと相談しなければいけないかと思うのですけれども、自校方式というものをずっとプライドにしてきた新城の給食ですので、その方式を転換するというときには、どういう理由で、給食をどう位置づけて、私たちはやれることとして、これだけのことをやるのですというようなことも、筋道をやはり示したいというようなことを思います。なので、校長先生たちの立場もありますし、市の財政の立場の話もありますし、栄養教諭の方たちが自信を持って栄養教諭としての仕事をしていていただけるような、そういう環境もつくらなければいけないと思いますし、問題の整理を飛び飛びでやるのではなくて、全体を見た整理ができるといいのではないかなということを感じます。

○職務代理者

まだ、何か御意見はありますか。

どうぞ。

○委員

給食に関して、食物アレルギーのことについてと、親子方式にするのか、センター方式ということを一緒くたに考えて結論を出して平成31年度から実施する、このアレルギー対応についてどうするかというのを今ここで決めるということによろしいのでしょうか。

○職務代理者

まずは、(1)については、給食アレルギー対応にということですね。

○委員

そうですね。そうすると、アレルギー対応にするということは、先ほど問題になっている小麦粉をどうするかということが入ってくるかと思うのですが、センター方式にした場合は、そういうことがきちんとできたりして、粉が舞って入ることもないということで、ここには入れることはできないんだろうなと思うので、これで卵と乳だけということになっていくのかなとは思っています。それがセンター方式になったときにできるのだったら、小麦粉も入れていってもいいのかなとかいう話ができるかななんて思うのですが、それぞれ平成31年度からということで別々に考えていくと、今回の場合、これで小麦粉は入れないでということでやらなければならない、平成31年度の実施を目指してということなので、結論を出していかなければいけないかなとは思いますが、いかがでしょうか。

○職務代理者

今、委員の言われる、差し当たって平成31年度までやりたいということだから、これでということですよ。

○委員

そういうことですね。それしか今、結論は、平成31年度となれば、これであと半年ないので、そうなってくると、決めなければいけないかななんて思っています。

○教育長

検討委員会のメンバーにも栄養教諭が見えたんだよね。それで、小麦の対応は、現状の調理場では無理だということで削除したのかな。

○学校教育課長

はい。だと思います。

○職務代理者

小麦は無理だ。私は、その辺のことはよくわかりにくいのですが。

○教育長

てんぷらを揚げるにしても、何をやるにしても、粉を溶いたときに粉末が飛んで、それが入るという可能性が、ちょうど教職員会の際に栄養教諭が言ってみえたよね。

○職務代理者

そうですね。

○教育長

別途隔離して、そこで調理するならできるけれども。

○職務代理者

そうすると、小麦を使う料理がある場合は、全部がアレルギーの子にとっては食べられないから、

弁当を持ってこいと。そういうことなのですね。

○学校教育課長

そうなります。

○職務代理者

1品目でもあれば、全部だめだと。そういうことなんだね。なるほど。

○教育長

具体的に、てんぷらとか、ドーナツとか、から揚げとか、結構たくさんありますよね。

○委員

多いです。

○委員

とろみをつけるときに小麦粉を入れたり、そういうものもあったりするので、目に見えた形でない扱もあるかもしれない。でも、小麦でなくても別の代用品でやれるんだよということになるかもしれない。実際のオペレーションは、どうなるかわからない。ただ、パンだけだったら、その子はパンを食べなくても、ほかのものは食べられるのだったら、主食だけ持ってくればいいのか、そうなるかもしれないですよ。実際にその辺の動きは、どうやってやるのでしょうか。

○委員

小麦のアレルギーのある子が2名ということだから、それも入ったのですかね。現実的に、すごく少数である。この子たちにとっては大変なことなのですから。でも、実際にやれるかどうか。

○委員

小麦は除去対象にしないとになったら、毎日弁当を持ってこいになってしまう。

○委員

それはね。

○委員

今、逆にどうやって除去しているんだろう。

○委員

除去は、やれるようにやっているんですよ。ただ、理屈から言うと、粉が舞っただけでもと、それは確かにそうなので、そういう話になると思いますし、センター方式とそうでないところがありますが現状は努力してやってみえるということなのでしょう。

○職務代理者

卵や牛乳は、大体お白湯をつくるときに、最後に卵を入れたり、牛乳を入れたりするので、その前にとっておけば、その除去食が必要な子の分はできますよね。皆さんのほうが詳しいと思うけれども。

○委員

その辺がわからないのだけれどもね。その時点で外してしまうと、その食べ物、その子の分の保温はどうなるんだろう。例えばスープなんかだと、大きなバケツのようなものに入れてありますよね。大きいものにやれるから保温ができますけれども、卵を入れる前に外してしまったら、すごく冷めてしまう。その子だけ冷たいものを食べるのか、それとも温めておく方法とか、電子レンジで温めて食べる。

○職務代理者

温めて出すとかね。そういうことはあるでしょうね。

○委員

そういうことを今やっているのかとか、実際いろいろな工夫の仕方はきっとあると思うのですが、その辺のイメージが。私は給食室の中を見たことがないので。

○職務代理者

みんな見たことがないと思います。

課長は見たことがありますか。その辺をどうやっているか、わかりますか。

○学校教育課長

どうやっているかは見たことがないですけども、ほぼ同じような状態が出てきます。卵アレルギーの子を担当したことがあるので、除去する場合、その子だけ一つつくってくれて、他の子と同時に出してくれるので、冷たいとか、そういうことは。

○職務代理者

それはないと思うのですよね。だから、何らかの形で温めているのでしょうか。

○委員

何らかの形で。

○学校教育課長

恐らく小さな鍋でつくって、そのまま一緒に出すというところで、時間は一緒に出てきていましたけれども。

○職務代理者

自校方式では、そういうことがやりやすいよね。だけれども、温めるなんていうことは、なかなかできない形だね。

とにかく、課長の提案された校長会からの要望なのでですけども、これについて、あとはどうですか。

これは、意見を言うだけでいいのですか。それとも、教育委員としての統一見解を出しますか。

○学校教育課長

見解を出していただければ。あと、次へ行くステップが、具体的な動きや手続きがありますので。

○教育長

具体的に教育委員会の決定ということであれば、現場も動きやすいのではないかというように思いますね。

○委員

よろしいですか。

○職務代理者

はい。

○委員

こちらを読ませていただくと、下線が入っているところは、「環境、人員等を鑑み、無理な対応は行わないこと」と。その下には、「教育委員会等は食物アレルギー対応について一定の」。

○職務代理者

何ページのどこですか。

○委員

32ページと書いてある、「教育委員会等は食物アレルギー対応について一定の方針を示すとともに、各学校の取組を支援する」と書いてありますね。なので、一定の方針を示すことと、学校の取り組みを支援しなければいけない、そういう話になってくる。新城の場合は、親子方式になったらどうなるんだとか、センター方式になったらどうなるんだということも絡んでくるので、その決定というのは、ものすごく重くはなってくると思うのですけれども、そのセンター方式かどうかというところの決定までの、とりあえず今の自校方式、一部親子方式でやっているところの中でどうするのかということの決めはしなければいけない。その後で、同時ではなくて、給食の提供の方式を考えられるということであれば、その時点で許される範囲のことというのは変わってくると思うので、2段階で考えることが必要かなというような気がします。今、ここで仮に2品目に限定するとやったことを、永代必要とやっていくというようなことではなく、いろいろな技術があったり、除去が変わったときに考え直すことも余地としては残したいと思います。

○教育長

もう一つ、参考までに教育総務のほうで、この表の中で、調理員1人配置校はどこか言ってもらえる。

○教育総務課長

舟着小学校、庭野小学校、鳳来東小学校の3校が調理員1人です。

○教育長

2人もわかる。

○教育総務課長

鳳来中部小学校、鳳来寺小学校、黄柳川小学校、東陽小学校、八名中学校です。

○委員

1人が3校。

○職務代理者

舟着、庭野、鳳来東。

○教育総務課長

八名中学校も2人です。

○職務代理者

八名中学校が2人。

○教育総務課長

はい。

○教育長

作手小学校は3人。

○教育総務課長

作手小学校は現在3人です。

○職務代理者

命にかかわるような非常に大事なことにもつながると書いてあるし、やはり、そのとおりだと思う

のだけれども、今ここで出てきて、20分くらい話をして、すぐに結論というのは非常に難しいのだけれども、これは、いつまでに結論が欲しいのですか。

○学校教育課長

できればきょうなんです。

○職務代理者

次の教育委員会会議ではいけないですか。

○教育長

新入生説明会というのは、いつごろやるんだっけ。

○学校教育課長

学校によって違うと思うんですけども、大体、年度、年明けです。

○教育長

だから、そのときにはきちんと方針が決まっていないと、新入生に対しても徹底できないよね。どうするにしても。

○委員

除去食の作り方ですが、普通食でまず作りますよね。卵と乳、小麦となった場合には、個別に一つずつ除いて3種類をつくる必要があるのか、卵と乳を除いて1つ、小麦を除いて1つというようにつくり方になるのか。

デザートだとか果物のものは、外せば簡単なのでそれはいいと思うんですけども、この3つの除去食を、それぞれ個別に作るというと4種類をつくらないといけなくなりますよね。そういう対応なんですかね。

○学校教育課長

そうです。

○委員

そうですよね。だから、大変といえば大変ですね。

○職務代理者

ただ、今までやってこられて、幸いなことに事故がなくやってこれたんだから、ある程度はできると思うんだけど、そこら辺、具体的にどのくらい大変なのかとか、そういうことを余り理解できていないので、もう少しそこら辺がわかってから、それはやはりやむを得ないなというふうになるんじゃないかなと思うんですけど。

除去食をつくるために、すごく時間がかかったりだとか、あるいはミスをしてしまったりだとか、そういう危険が今までも、ヒヤリハットじゃないけどあったりだとか、いろいろな、きっと例があるんじゃないかと思うんだけど、この文章だけで、少しの議論でぱっと結論を出せと言われると、ちょっと難しいなと思うこともあるんですよ。

○学校教育課長

わかりました。

次回までにそれを用意しておくということでよろしいでしょうか。

○職務代理者

次回でもよければ、もうちょっと考えたいと思うし、ちょっと、実際に現場に行って調理員さんに

当たってみたいとか、そういう気持ちもあるので。

○教育長

次回、オブザーバーとして、担当指導主事と、それから栄養教諭をどなたか、そういったことがよくわかっている方を呼んで説明していただくと現場の実態がわかりやすいんじゃないかなと。

○学校教育課長

わかりました。

○職務代理者

では、課長さん、申しわけないけどこれについてはそういうことで。次回ということで。

では、同じく協議事項の、給食調理施設について。今度は教育総務課、お願いします。

○教育総務課長

よろしくをお願いします。

給食調理施設、給食調理方式の関係です。

資料としましては、校長会からの要望「市内小中学校給食のセンター方式への転換について」という両面刷りの資料ですが、これとは別に、現在事務局側で今後給食調理施設をどうしていくか検討している状況について御説明をしたいと思います。

ことし6月の教育委員会会議の場で学校給食のあり方について皆さんに御協議をいただいたかと思えます。その際、親子方式、中学校単位ぐらいの親子方式でというような話があったかと思えます。その後、8月に総合教育会議でもそういう話をされたかと思えます。

事務局としては、市の市政経営会議にこの議題を挙げさせていただきまして、今後、学校給食施設については親子方式である程度集約したいという考えを持っていることをお話をさせていただいたところです。

その中で、指示があったのは、いつまでに施設集約を行うかということ、それから可能な限りできる限り集約をすることを考えてほしいということがありました。あと、アレルギーのことについて、考慮しなさいよという意見がありました。

その後、事務局の中で改めて検討していく中で、1つの案としては、旧作手地区の小学校と中学校については、施設も新しくうまく行っていますので、親子方式を継続したいと。そのほか、旧新城地区、旧鳳来地区の小中学校については、2,000食程度の共同調理場が1つと、1,500食程度の共同調理場が1つという、2カ所ぐらいがよいのではないかという考えを持っています。

場所をまだ決めているわけではないんですけれども、親子方式でやっていくと考えたときに、今の学校給食を継続しながら新しい施設を建てるわけですが、学校敷地内に別途そういう施設を建てる場所がないところがほとんどでした。施設の建設場所の面から、先ほど言いました2カ所ぐらいに集約する、新城、鳳来地区の中でどこかで2カ所ぐらいに集約するという考えになったわけです。例えば、千郷小、千郷中の学区で1つの親子方式をしようと思うと、建てる場所が今の学校用地の中にはなかったんです。建物を建てることのできる敷地は必要ですし、今現在の学校の先生方がとめる駐車場も確保しなくてはいけない、配送も行うのであれば配送車のルートを確認しなければいけない、配送車を駐車しておくスペースも必要になる、給食の食材を運び入れる受け入れ口にトラックが来ますので、トラックが入る場所も必要なることなど、建設場所以外の敷地というのが割と広く要るなというのがわかってきました。

そうしますと、それぞれの中学校区単位で親子方式でできるのがいいのかなと思っていましたが、新たに用地を取得してまで親子方式を続けた場合に、いずれ、親子方式を再度集約するのではないかという時期、児童、生徒数の数によってはそういう時期がくると思われましたので、今、事務局で考えたのは、やはりその前に新城地区で1カ所ぐらい、鳳来地区で1カ所ぐらいというセンター方式を今考えているところです。

建設場所から考えるとそうなるということなんですが、校長会から出ています要望についても、やはり調理員さんの不足のこと、そもそも今の給食調理施設、各学校の調理施設が古くなってきて、衛生面のことも考えると、このまま修繕をしながら乗り越えることはできないだろうということ、そういった施設の老朽化対策など、いろいろなことを考えますと、来年度すぐ建てられるわけではないので、スケジュール的には、来年度にどこの場所にどのぐらいの面積のものが建てられるかとか、その場所から配送をするのにどのぐらいの時間で行けるかとか、そんなことを業者さんに設計をしていただきたいと考えておりまして、来年度、その設計をするための費用を予算措置していく必要があると考えているところです。

予定通りに進んだとしても、基本設計、実施設計をやり、学校用地内の敷地測量、分筆、建築確認、そうした申請手続など、やはりそれなりの準備が必要になってきます。いろいろ考えても4年ぐらい先でないと最初のセンター建設は無理ではないかなと、今のところ事務局としては考えているところです。

先ほど、2つのセンターと言いましたが、同時に2カ所センターをつくるのが、事務局の人員的にも無理ですので、まずは1カ所センターをつくっておいて、それが終わりましたらもう1つセンターをつくるというスケジュールになってしまうのではないかなと考えているところです。

そうした案を、今、詰めていこうとしているところです。

以上です。

○職務代理者

では、御意見をお願いします。

ちょっと、私から聞いていいですか。

大雑把に、親子方式と、それから2つのセンター方式で、どれぐらいの費用の差が出るのかなとか、そういう試算をされたのですか。

○教育総務課長

はい、過去、その試算をしておりました。

今、ちょっと出てこないんですが。

○職務代理者

大雑把でいいですよ。大体。

○教育総務課長

用地を取得しない場合ですけれども、今の自校調理方式のまま、順に施設を建て直していく方法ですと、以前はトータルで約40億円くらいと算定していたかと思います。

今回、2カ所に集約するという試算はまだできていないんですけれども、1カ所のセンター方式にする場合が、コスト的には一番安くなったかと思います。約20億円弱程の試算ではなかったかと思います。人件費とかを全部踏まえた試算であったかと思いますが、1校ずつ建て直してよりは、集約し

たほうがコストは抑えられるわけですがけれども。

○職務代理者

何というか、今の課長さんの説明だと大ざっぱ過ぎてわからないので、ある程度、こうした場合はこれぐらいの費用がかかる、この場合はこれぐらいの費用がかかるとか、どういうメリットがある、デメリットがあるというようなことをある程度、何か、わかるような資料を出してくれて、それで検討するということはできないですか。

○教育総務課長

できると思います。

○職務代理者

口頭だけだと、ちょっと理解の仕方にも差があるし、それと、やはり間違いがあってはいけないものですから。

できれば、なぜ、今まで6月のときには親子方式だったのに、今回急にこれになったかというのは、大ざっぱにはわかったけれども、では一体どれだけの差があるのかとか、本当にそのセンター方式にしたほうがいいのかどうかということを検討する必要があると思うんですよね、私たちも。

多分、課長さんが言われるように、そういうふうにしたほうがメリットがあるからきっとそういう提案があったと思うけど、そこら辺のところをもう少し、私たちとしてもきちんと理解をして、それでそういう方向に持っていきたいと思うので、新城が今までやってきた自校方式からの大幅な転換ですよ。それを保護者にも、なぜそうしたのかという納得できる説明が必要になってくるわけだから、私たちも余りいい加減にはいいですよというふうには言えないと思うんですよね、そこら辺はね。

はい、ほかの皆さん、何か御意見があれば。

はい、どうぞ。

○委員

考えがよくまとまりませんが、これまで中学校単位の親子方式ということで来ていたと思うんですが、先を見通すとセンター方式にすべきだということですね。校長会の要望と、今の課長さんのお話は共通する方式ですので、いずれその形にせざるを得ないとは思いますが、ただ、その場合でも4年後ということですから、新城小学校の現状を見ると、4年持たせるというのは非常に難しいのではないのかと思います。

もう少し早く、例えば、2カ所を鳳来地区と新城地区ということであれば、新城をとにかく大優先にさせていただいて、早急に建てる手立てはないのか、4年もとても待てませんよということになるのではないかなと思います。何にしても、方針をきっちり決めないことには動き出せないものですから、教育委員会議での中学校単位の親子方式からの転換を、きちんと納得いける形で結論を出せたらと思います。それも早急に結論を出す必要があると思います。

○職務代理者

今、例えば、新城小学校、新城中学校、あるいは千郷小学校、千郷中学校もそうなんだけど、千郷小学校で、今の給食施設を使って2校分の食材を準備するとかは、できないですか。

○教育総務課長

検討中にはありましたし、市の財政当局からもそういう方法はできないのかということもありました。以前、千郷小学校では児童数が1,000人だったのだから、そのときも給食をつくれていたはずな

ので、今は児童数が減ってきているからつくれるのではないかと。

それを行うには、設備等にお金がかかり、建物の修繕や設備を増やさないとその食数を賄うことはできないものですから、部分的にそこに財源を投入するかどうかも課題となってきます。

○職務代理者

今のことがわからないんです。私もそう思ったんですよね。昔の新城小学校でも千何百人もいて、今は500人なんですよね。だから、当然今の施設のままだでもある程度の食数はふやせると思うんだけど、また何で施設が必要になってくるんですか。

○教育総務課長

新たな設備として必要なものは出てきます。古い設備ですので、将来を考えるとそこにお金をかけるぐらいなら大きく改修することになると思います。例えば千郷小学校で賄ったとしても、千郷中学校へ運ぶ車両は必要になります。

○職務代理者

当然でしょう。

○教育総務課長

そこだけで完結するよりは、もう少し広い範囲で集約をすべきではないのかというところからの意見があったかと思います。

○職務代理者

そこがちょっとよくわかりにくいんだけど、その比較になるような材料がないので、ちょっと比較しにくいんですけどね。

だから、教育総務課長の言いたいことはわかるけど、では具体的にどうなのかというその資料がないのだから。

○教育総務課長

前に、積算ができるかなと思って考えているんですけども。

○職務代理者

私はね、新城小学校に勤めていたのでよくわかるんだけど、今の児童数の約2倍いたんですよね。それが、別に施設的に、老朽化はしたけれども、中にある調理器具や何かは減ってはいないと思うんですよね。なぜもとにもどせないかと、ただそれだけのことですけれども。

はい、どうぞ。

○委員

今、考えていてもわかることではないので、その資料を用意してまたこういう場に出してくださいという話で、今相談しなくてもいいことだと。

○教育総務課長

できない理由の1つとしては、自校の給食をつくる分には問題ないのですが、自校以外の給食をつくる場合は、建築基準法上で工場扱いになるということがあります。

○職務代理者

その問題があると。そういうことなんだね。

○教育総務課長

先ほど申し上げた分筆をして、学校用地から切り離す作業が出てくるという法律上のことが関係し

できます。校舎内に給食調理室があるところでは分筆のしようがないということで、それでは無理だということです。

○教育長

もう1つは、今の施設でやったときにドライ化する必要はない、それで認められる。

○教育総務課長

それもあります。

○教育長

ドライ化するとすると、大幅改修になるわけでしょう。

○教育総務課長

現在の衛生管理基準に沿うと、今は基準の改正前の施設ということで認めてもらっていますが、今後つくるところは、作手小学校も黄柳川小学校もそうですが、基準を満たすドライ方式になり、面積も広くする必要があります。そうすると建て替えるということになり、現実的ではないというのが一番大きいところです。

○教育長

だから、基本的に、親子方式の親になる学校もドライ方式のために大幅改修を、大幅改修といえば言葉はいいんだけど、新たにつくるという状況にせざるを得ないと。それから、受け手側からすれば、別に親子も何も関係なく、運ばれてくる給食であるということであれば、センターだろうと親子であろうと、受け手側はそう変わらないわけなんだよね。

それで、校長会がこの要望を持ってきた中に、③、④、⑤、給食食材納入業者の確保が困難になってきたとか、④養護教諭の負担が大変大きいとか、⑤給食費の未納状態があると、こういったものを、一括管理できるようになってくれば学校の負担ではなくて済むのではないかと、ここらあたりも校長先生たちの頭を悩ませているところではないかと思うわけです。

この間の教職員との話し合いの中でも、栄養教諭さんはそうは言ったけれども、養護教諭さんとしては大変だよという発言もあったわけですので、これはもう、ずっと昔から言われ続けていることなんですよ。養護教諭が専門でもないのに発注から献立までやるということについて、何とかそれを外してくれという要望はずっと来ているけれども、現状、自校方式の中ではそれはできないといった実情も一方にあるということであるわけです。

○職務代理者

6月のこの会議で、親子方式で、ではそれでいきましょうとなって、今回の会議で、今度はセンター方式ですよということになったんだけど、やはり、多分、皆さんが、特に担当課の担当者の方、課長さん初め大勢の方がいろいろ検討した結果そういう方向に行ったと思うんだけど、何か朝令暮改のような、この前言ったことをまたすぐ変えるという部分もあるので、なぜこういうふうにしたとかという理由づけをもう少し明確にして、何か私たちにわかるような形で示してもらいたいと思うんですけどね、そこのところをね。

だから、これはもう早くやってほしいんですよ。早くしないと。

○教育総務課長

そうですね。

○職務代理者

スタートダッシュがおくれてしまうと。

○教育総務課長

はい、そうですね。はい。

○職務代理者

あと、もう1個、さっき委員も言ったけれども、新城小学校、新城中学校についてはどういう対応をするんですか。やはり4年後ですか。

○教育総務課長

新城小学校、新城中学校も、センターの中に入ってきますので、新城小学校、新城中学校が入るセンター建設のほうを優先的に進めていけば、早ければ4年後の夏、2学期からはセンターからの給食を受け入れられるのではないかと想定しています。

○職務代理者

そこまでは大丈夫ということですか、新城小学校、新城中学校では。

頑張ってもらう。

○教育総務課長

手を入れないとだめであれば手を入れていきますが、大規模な修繕をするというのは無理だとは思いますが。その間をしのげるように、手を入れる必要があれば入れていかなければいけないと思っています。

○教育長

現状においては、例えば調理場でも全てエアコンを入れていくと、二重投資、無駄になるかもしれないけれども、現状の労働環境、衛生環境をきちんと改善する。これはすぐやっていく方向で行くわけですので、とりあえず現状の中で最良の環境をつくって調理をしていくという、方針で進めていきます。

その間にフライヤーがだめになったとか何とかになれば、それはきちんと担保していくということで、5年、10年先を見越したところで話をしているんですよ。

それで、校長会からこんな要望が出てくるなんていうことは、我々は想定していなかったんです。つまり、学校現場は、より以上に危機感を持っているという、この現実を我々がどう捉えるかということだと思うんです。

10年前はとんでもない話で、校長会は、もう自校方式でなくてはならないという、真っ向から反対をしてきたわけなんですけれども、その校長会がとにかくセンター方式にしてくれと、そういう切実な願いをもって要望してきているという現場の現実、悩み、苦労というのを、我々がどう理解していくかということではないかと思います。

○委員

いいですか。

よほど切実な、切羽詰まった状況なのだろうと思いますので、これは、総合教育会議でも議題に取り上げる予定ですよ。ですから、その場でもう少し整理をしていただいて、市長さんが見える場で方針を決めていくという方向では、どうなんでしょうか。

ここで、教育委員会の承認という形にしておくべきなのか、保留にしておくべきなのか。

○教育長

少なくとも、総合教育会議は教育委員会としてはこういう考えを持っていると、市長さんどうですかという場だと思います。議論するのは、やはり教育委員会議の場ではないかと思います。

総合教育会議の場で教育委員会議を開いて市長さんがオブザーバー的な存在で見ているというのも、これも変な図式ではないかなというふうに思いますね。

○委員

校長会の意向も、事務局からも、意向ははっきりしているわけですので、この方向で動かざるを得ないと受けとめているのですが、その総合教育会議の場でもう少し資料提供をしていただいて、具体的な説明をしていただいた上で、結論を出していくという形でしたら、いかがでしょうか。

○教育長

親子方式を考えたときの発想として、親の部分は現状の、いわゆる自校方式と同じ状況であり、子は近いところだから比較的冷めない状況で送られるであろうということが大前提になって発想してきたのではないかなと思います。しかし、事務局の考えで言うと、親の部分が、いわゆる、今のまま使えるのではなくて、さらに大きな投資をしていかないと賄えない。この部分については、センター方式であろうと親子方式であろうと同じであると。つまり、そこが、10分で運ばれようと30分で運ばれようと、そう大差はない。これは、豊川にしると豊橋にしると、給食センター方式でやっているところで、30分かかったから極端に冷めたとかどうとかという状況ではないわけです。また、作手中学校が親子方式になったからまなくなったかという、塩分がちょっと薄くなった程度のことで、あとはそう変わらないというところなので。

それで、親の部分の状況が、現状のままの場所や施設でできないということ、我々も最初に議論したときには、現状のままで運ばばできるであろうという認識だったと思うんです。けれども、そうではなくて、親の部分は工場になるのだと。そしてドライ方式にせざるを得ないということ、そこにかかる経費はセンター方式と比べた場合でも莫大に大きな予算がかかるということ、センター方式で、それも1カ所ではなくて、学校のいろいろな子供たちのことも考えて近い距離でということで、2つのセンターを置いて、作手を含めて3センター方式でどうであろうというのが事務局の提案なのです。

校長会は、そこを、校長会も同じような要望をしてくるわけですね。鳳来地区と新城地区でという。

○教育総務課長

はい。場所については、距離的な面とか敷地の面を考えると恐らく新城地区で1カ所、想定している学校はあります。鳳来地区は、一部新城地区の小中も取り入れるような形で想定していますので、そのあたりを業者に設計委託しまして、きっちり計画を立てていくことを考えています。

先ほど委員が言われた、新城小学校、新城中学校の関係で、仮に新城小学校、新城中学校をあわせた親子方式で行おうとすると、新城中学校の学校敷地内か新城小学校の学校敷地内に建てることとなり、別の学校の給食をつくる場合の手続になりますので、新しく改修するにしても同じ年数がかかってしまうので、親子方式にしてもセンター方式にしても、運用開始の時期というのは、やはり時間がどうしてもかかってしまうのではないかとということがわかりました。

○職務代理者

同じことを言うようだけど、前、教育委員の話し合いでは、自校方式が理想ではあるけれども、いろいろなことを考えて、事務局が提案した親子方式にしましょうということにしたんですね。

○教育総務課長

正確には、事務局としては集約をする「親子」ということで、中学校区単位の「親子」ということではなくて、どういう表現が正しかったかはわからないですが、あくまで集約していくために親子方式という提案をしましたがけれども、中学校単位とまでは限定をしていなかったところもありまして、二、三の中学校区を含めたような、「親子」というのか「センター」というものを考えておりました。

○職務代理者

そういうことも考えて提案したと。

○教育総務課長

そのような提案内容ではあります。

○職務代理者

私とは認識が違いますね。

○教育総務課長

少し誤解を生んでしまったところもあるかなと思います。

○職務代理者

では、その提案を受けて、こちらも真剣に検討して、それで教育委員の立場としては、やはり、今までの新城の給食のそういう歴史だとかいろいろなことを考えて、最も望ましい自校方式では今後対応できないだろうということで、中学校単位ぐらいの親子方式でいこうではないかというふうに決めたんですよ。

だから、それを、この会議で決めたものを、つい3か月か4カ月前に決めたものを、また新しく覆すわけですよ。だから、それにはそれなりの理由がなければ、さっき決めたやつをはいそうですかわかりましたというのでは、あまりにも主体性もないし、ではこの会議は一体何だというふうになってしまうではないですか。

だから、こういう理由で、やはりよく考えた結果、これではなくてこういうふうにしますよという、そういう明確な理由をこちらとしても持っていなければ、ではさっきの会議は、あれは何だということになってしまいますよね。

だから、それをやはりもう少しきちんと、私たちも、それでは保護者から聞かれたときに、あなたは、会議録を見たけれども、こういうふうに言っているけれども、なぜ4カ月たったらまたこういうふうに変ってしまったんだという、だからそれではちょっと説明できないと思うので、やはりきちんとした理由がほしいんですよ。なるほど、今回はこういう理由で、そうかと。

やはり、そういう、今の課長さんの口頭説明で大ざっぱにはわかるけれども、なるほど、今まで、私たちの考えになかったのは工場になるのだというようなこと、そのためには建築確認だとかいろいろ面倒くさい手続が要るのだという、そういうようなことは認識がなかったから、だからそのようなことをもう少し、口頭だけではなくて資料をもっと出してもらって、その資料に基づいてやはり検討して、なるほどもっともだというふうになればセンター方式でいかざるを得ないと思うんですけども。

○委員

今の考えは私もあるのですが、確かに教育委員会の場で方向づけに結論を出してきたところですけども、校長会でこういうことを要望が出されてきたというのは、大きな理由になると思います。

こういう結論を出す場合は、10年、20年先を見通す必要があります。センター方式がやむを得ないということは重々わかりますので、その方向に向けて動き出してもらおうということでいいのではないかなと思っています。

○職務代理者

はい、どうぞ。

○委員

親子方式が工場扱いになるという話なんですけれども、実際そうですね。だけど、いろいろな資料を見ますと、工場扱いではあるけれども、申請によってそれから外れるということもあるわけです。ですから、私はこの間、それを踏まえてあの表を書かせていただきました。

ですから、申請が何カ月かかるかはわかりませんが、親子方式にした場合は大きなセンター方式とは違って工場扱いから外れるということだと思います。

それと、校長会から出た要望ということですが、私は、これは働き方改革に大きくつながっておられて、校長先生方はそれを心配されてこういう要望を、心ならずとも働き方改革だからということで出されたのかなというふうに感じております。

○職務代理者

はい、どうぞ。

○委員

先ほどのその働き方改革というのに絡んだかなというのは、僕も同感です。

それから、1点確認したいんですけれども、将来的にそういう、皆さんの、当局として調理員さんたちが今の現状のように市のほうで賄う格好で維持をしていくつもりなのか、あるいは将来的にはそういうところを外部委託という格好に変えていかざるを得ないというふうになるのだろうかということを見越しているのか、その辺のことは何も考えていないのかどうなのか、それは。

あるいは、給食事業そのものを外部に委託して、お願いをするというところまで頭にあるのか、どうなんでしょうか。

○教育総務課長

検討の中では、調理員さんの給食調理業務を外部に委託することも挙がっています。まだそこは決まっていないんですけれども、今の調理員さん方が民間の会社にそのままの待遇で移られて、働く人は変わらないけれども立場が変わって委託業者の社員として働いていただくこともあり得るだろうし、実際にそういう会社はあるそうです。または、今と同じように市が直接雇用させていただいてやっていくということもあるのかなと思います。

そのあたりはまだ検討段階で決まっていないですが、いろいろな方法について情報を収集しているところです。

○委員

ありがとうございます。

もし、そういうふうにあるところに委託をする、その委託をするに当たっては新しいセンターなり親子だかの給食施設を貸すとなると、敷地内に別の会社が入ることになるわけで、それは絶対に、防犯上も、学校側としても、親としても認められないことで、そういうところの可能性が少なからずあるのであれば、もう敷地内に建てるということ自体を頭から外さないといけないなと、ふと思

いました。それで聞きました。

○教育総務課長

敷地としては、区域を分けることになります。学校用地からは外す形となりますが、隣接したところに建設することにはなりません。

○委員

別会社になるということですね。はい、ありがとうございます。

○教育総務課長

先ほど、委員さんが言われた、工場から外されるというところの補足なんですけれども、新城小学校、新城中学校の土地の用途区域が、市街化区域の何種というのがあるそうなんですけれども、ちょっと詳しくないのでいけないんですが、そこに、工場扱いになる親子方式なりの給食センターを建てることは、法律上できないという決め事が、要は市街化区域に工場を建てることはできませんという位置づけになるんですが、全国の事例を見ると、福岡県のほうだったと思いますが、そういったところでも給食センターを立てることが実際にはできたというような意味合いで、工場扱いから外されたというふうに説明されたと思うんですが、そういうことは不可能ではないそうですけれども、各県の建築主事というんですか、県のほうの担当者の考えもあるようで、それを、法律上では工場が立地できるような場所ではないという用途区域になるので、本来はできないんですけども、それを緩和してできるようにした事例は全国的に見れば福岡にあるよというような事例があるというふうに聞きました。

ですので、もし実際にセンターをどこかに建てるようになれば、作手地区は都市計画外ですので、特にそれは問題ないんですね。小学校から中学校へ運んでも、小学校は、あそこは工場ではないんですが、そういった制限が絡んでくる区域。ただ、旧新城地区や旧鳳来地区ですと、準都市計画的であったりとか、調整区域というような区域であったりするものですから、そこにはやはり工場を、普通では建てられないので、委員が言われたように、民間が入ってくる場合もありますので、工場が建ったことで用途区域によっては民間の工場が、本来なら入ることができない区域というのがどうしても制限がかかってきますので、そこは工場ではなくて市が管理する建物で、市の建物だよというような例外というか、そういう市の建物だよということを条例上で位置づければ、そこは市の建物だからということで許可がおりるとというような、法律上のものがあるということもわかってきましたので、ちょっとそのあたりを、今、言葉で言っていますが。

○職務代理者

昔、千郷小学校と千郷中学校は、共同調理場だったんです。現実に。千郷小学校でつくって千郷中学校に運んでいた、そういう時代があったんです。だから、やれないことはないと思うんだけどね、それは。

○教育総務課長

現実的な法律のこととか、そのあたりを一度整理して、資料として出させていただこうかなと思います。

なかなか、言葉では私も説明できないので。

○職務代理者

何かありますか。

○委員

いえ、そういう資料を。

○職務代理者

見てからで。

○委員

見て、並べて、何を選択するかと思うんですね、正しいことがあるわけではないので。何がいいかなど。

○職務代理者

はい、ありますか。

○委員

最後にちょっとあれだけど、子供のためにはどうなのかなというところも考えておかないといけな
いかななんて思うんです。

でき上がった温かいものをすぐに食べられる自校方式、食中毒だって全部がかかってしまうという
ことがないと委員が言われた、それから安全なものであるということ、そういう自校方式のよさはあ
るんだけど、それでも、今回、全体とかセンター方式になった場合は、アレルギーの対応はでき
るかもしれないよという話があるということ、それから、今、新城小学校や新城中学校がもう4年も、
これ以上また待ってしまうということはあってはならないという、子供たちがそこで、それから、調
理員さんがいなくて、おにぎりや牛乳とプリンだったとかというようなことが起きてしまうような調
理員さんの少なさ、それを解消するためにもという、その自校方式ではないものをとらなければなら
ない。

でも、子供にとってはそれがメリットになっていくというところもあるのではないかとというような
ところも、ちょっと考えておかなければいけないのかななんていうことを思いました。

○職務代理者

はい、どうぞ。

○教育長

前回、教育委員会議で決定したことは重いものだと思うんですね。

ただ、その後、校長会要望とか、あるいは現実に親子方式で建てかえ修理等した場合といった想定
がまだ十分にされていなかったし、予期されないこともあったということであるので、少なくとも、
そのあたりをきちんとこういう根拠に基づいてという資料を、自校方式の場合、親子方式の場合、そ
してセンター方式の場合というような、3つをきちんと並べて、だからこうなんだという資料があ
れば納得できると思うので、そのあたりの資料を、概算でいいので、細かいことは難しいので、概算と
してどうだろうかという資料を提供していただいて、それで検討するというところでどうだろうか。

○職務代理者

定例教育委員会会議をもう1回やりますよね、総合教育会議の前に。そこでどうですか。

そうすれば、総合教育会議にも間に合いますよね。

○教育長

はい。

○職務代理者

11月22日に定例教育委員会があるので。それで間に合うでしょう。きょうみたいに1時開始という形で、少し時間を早めて。

○教育長

そうですね。それでその際、食物アレルギーの関係で、栄養職員と養護教諭、やはり要りますね、両方の立場。それから、校長会の担当の校長にもオブザーバーとして来てもらって、そして意見を聞かせていただければより現場の状況がわかりやすいのではないかと思うので、そこをお願いしたいと思います。

○学校教育課長

わかりました。

○職務代理者

では、いいですか。

研修会のほうは、それではどうしましょう。13時30分じゃなくて、13時にします。そのほうが、後が延ばせないでしょう、この日は。

では、ちょっと委員の皆さん、申しわけないですが、11月22日、13時から私たちの研修会をやって、その中でも少し意見交換をして、それで会議に臨むという形にして。

○教育長

その日は、校長会との教育懇談会もあるんだよね。

○職務代理者

そう。18時から教育懇談会。

○教育長

そうだね。だから、引き続いて、夜までになりますけれども。

○職務代理者

まあ、やむを得ないでしょう、それは。

○教育長

体調を整えていただいて。お願いします。

○職務代理者

では、協議事項の給食アレルギー対応、それから給食調理施設については、次回にもう一度検討するという形になりますので、よろしくお願いします。

日程第4 報告事項

- (1) 学校環境の整備について（学校教育課）
- (2) 第43回新城マラソン大会開催について（生涯教育課）

上記について報告した。

日程第5 その他

上記について報告した。

閉会 午後5時10分

教 育 長

職 務 代 理

委 員

委 員

委 員

委 員

委 員

書 記